

胎内市 公告第5号

胎内地区において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域計画を定めるので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の案に関して、利害関係人は令和7年3月3日（注：縦覧期間満了の日）までに市に意見書を提出することができる。

令和7年2月17日

胎内市長 井畑 明彦



1 縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町2番10号）

胎内市ホームページ

2 縦覧期間

自 令和7年2月18日から

至 令和7年3月3日まで

3 意見の提出

意見の提出に当たっては、地域計画の案の縦覧場所に備え付けの「胎内地区地域計画の案に対する意見書の提出について」によること。